

君津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務のうち規則で定めるもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の利用目的
- (4) 個人情報の記録項目及び対象者の範囲
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 個人情報管理責任者
- (9) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは「14日」とし、法第84条の適用については、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」とし、「同条第1項」とあるのは「君津市個人情報保護に関する法律施行条例（令和〇年君津市条例第〇号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第87条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行うときは、写し1枚につき10円(多色刷のものにあつては、50円)の手数料を徴収する。

2 手数料は、写しの交付を行う際に徴収する。

3 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その手数料を免除することができる。

4 既に納付した手数料は、還付しない。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(君津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、君津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和〇年君津市条例第〇号）第〇条に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(君津市個人情報保護条例の廃止)

2 君津市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 1 2 条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第 1 3 条、第 1 9 条又は第 2 2 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。